

**令和4年度税制改正に関する
経済産業省要望に係る参考資料**

2021年10月

- ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据えて、新たな付加価値の創出・獲得に資する**大企業の有する資金・技術・販路等のスタートアップ企業での活用を促進**するとともに、**企業の事業再構築を加速**することが重要。
- そのため、**事業会社からスタートアップ企業への出資に対する所得控除の措置を延長**するとともに、我が国における**オープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る**。

現行制度 【適用期限：令和3年度末まで】

制度 スキーム



所得控除25%

出資



出資法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

出資先：スタートアップ企業
(設立10年未満の国内外非上場企業)

税制 要件

<出資行為の要件>

- 取得株式の5年以上の保有を予定していること
- 1件当たりの出資金額下限：大企業は1億円、中小企業は1千万円（海外企業への出資は一律5億円）
- 資本金増加を伴う現金出資（発行済株式の取得は対象外）、なお純投資は対象外

<所得控除上限額>

- 1件当たり25億円以下、対象法人1社・1年度当たり125億円以下

要望内容

- 適用期限を2年間延長する（令和5年度末まで）とともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。

(参考1) 事業会社×スタートアップ企業のオープンイノベーションの具体事例

- 本制度はコロナ禍の昨年4月にスタート。コロナ禍で企業間の接触が難しい中でも、足下で100件を超える投資案件が成立。ヘルスケア・バイオ・宇宙など多様な分野で、スタートアップ企業と大企業・中堅企業等とのオープンイノベーション案件が実現。
- 今後、激動する世界において、更なる案件成立を強力に推進することが必要。

(1) ヘルスケア

出資企業

高精度な血圧測定技術

+

スタートアップ企業

心電図の解析技術

ビッグデータを活用し、血圧データと心電図の統合解析による心疾患リスクを予測するアルゴリズムを共同で開発。心疾患の発症予防の実現を目指す。



心電計付き上腕血圧計

(2) バイオ

出資企業

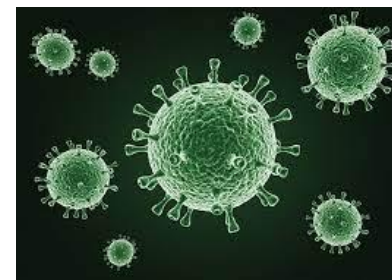
医薬品開発に係る技術・設備や顧客データ

+

スタートアップ企業

「腫瘍溶解性ウイルス」(※)に係る技術
(※) がん治療に有効なウイルス

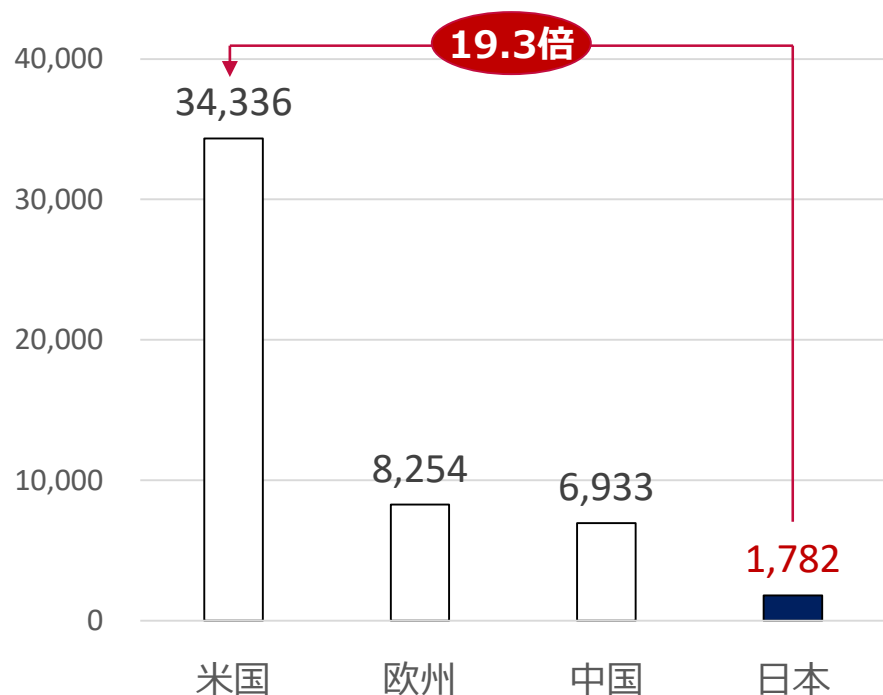
出資企業が有する技術や設備等のリソースをスタートアップ企業に開放し、がん患者への負担の少ないがん治療薬の開発・展開を目指す。



(参考2) 事業会社によるスタートアップ投資の国際比較

- 国際比較をすると、日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は極めて低い水準。
- また、スタートアップ企業に対するM&Aの件数においても欧米に比べ極めて少ない。

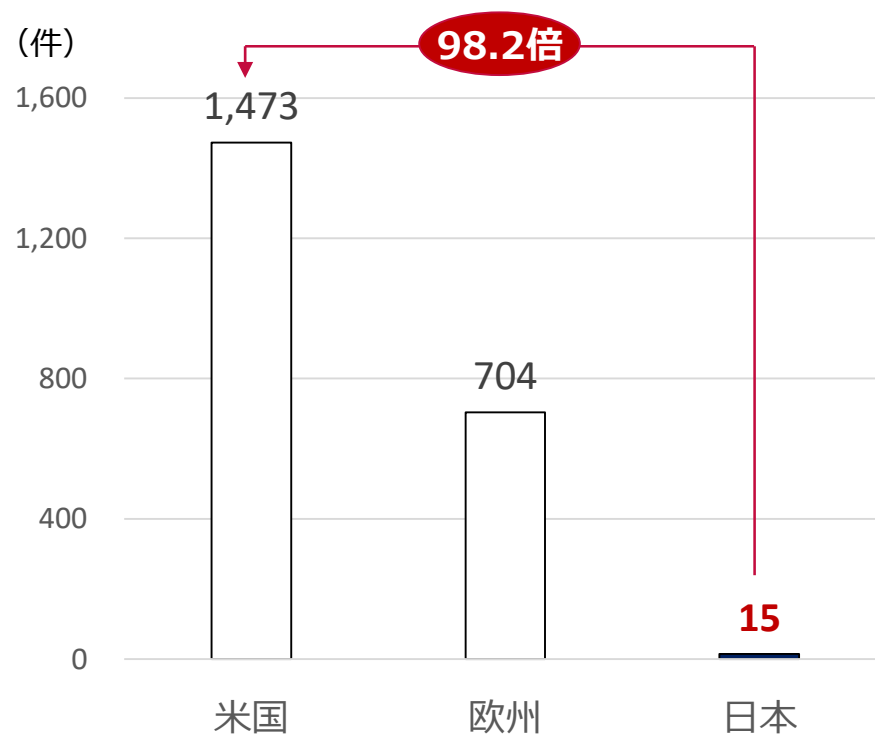
事業会社によるスタートアップ投資額の国際比較*1



*1:各国の2019年度のスタートアップ投資額 (1ドル110.05円として円換算)

出所: (日本) INITIAL「Japan Startup Finance 2020」
(日本以外) CB Insights「The 2019 Global CVC Report」

スタートアップ企業に対するM&Aの国際比較*2



*2:2018年度における創立から10年以内にM&Aされた案件数

出所:三菱総合研究所(2019)「大企業とベンチャー企業の経営統合の在り方に係る調査研究」(平成30年度産業経済研究委託事業)

- 5 Gは、工場のスマート化などの産業用途のほか、遠隔医療や防災等、社会課題の解決にもつながる、次世代の基幹インフラであり、信頼できるベンダーによる、安全・安心なシステムを早期に社会実装することが重要。
- 5 Gインフラに係るベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形で、より効果的に5 Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】

全国・ローカル5G事業者



提出

特定高度情報通信技術活用システム導入計画 (主務大臣の認定)
 事業者 (全国・ローカル5G事業者) が提出する以下の基準を満たす計画を認定
<認定の基準>
 ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



設備導入

計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例 (税額控除等)

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和5年度末まで)
- ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形で、より効果的に5 Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。

<課税の特例の内容>

対象事業者	税額控除	特別償却
全国・ローカル5G事業者	15%	30%

(※) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

<対象設備>

- 全国5G (前倒し整備分であって高度なもの)
 - 送受信装置
 - 空中線 (アンテナ)
- ローカル5G
 - 送受信装置
 - 空中線 (アンテナ)
 - 通信モジュール
 - 交換設備
 - 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)

(参考) 5Gの特徴と国際環境

- 5Gは、①超高速・大容量、②超低遅延、③多数同時接続という特徴を有し、幅広い産業において活用可能性が広がることが期待される。
- 通信基地局インフラの世界シェアは、中・欧・韓のトップ5社で世界の9割超を占める寡占市場であり、多様なベンダーの市場参入による競争の活発化などが今後の課題。

5Gの特徴

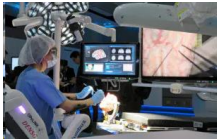
○超高速・大容量：現行4Gの10倍

▶ 4G以上の高速大容量通信によって、4K/8Kなどの高精細映像をはじめ大容量コンテンツであっても高速に伝送



○超低遅延（リアルタイム）：現行4Gの1/10

▶ 4Gでは安全性の観点から実現が難しいとされていた自動運転や遠隔医療も実現可能



○多数同時接続：現行4Gの40倍

▶ IoT時代において膨大な数のセンサーや端末が存在するスマート工場などであっても、通信に支障が生じない



幅広い産業での活用が期待

農家が農業を高度化する
自動農場管理



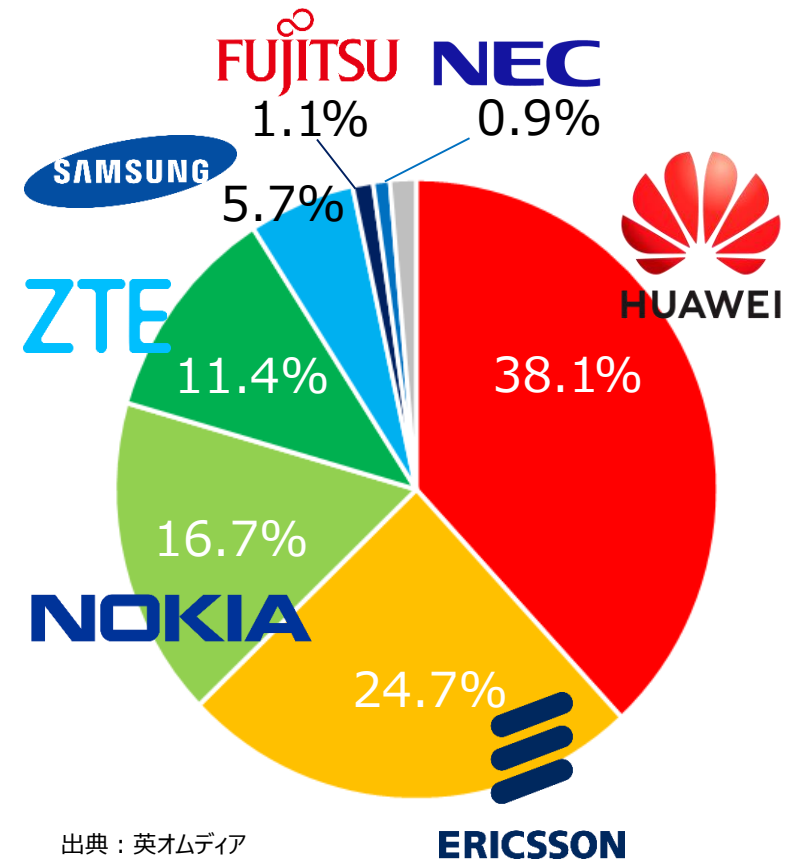
建設現場で導入
建機遠隔制御



小売店で導入
商品管理・電子決済



世界の基地局市場（2020年）



出典：英オムディア

- **産業構造転換に対応**するためには、**機動的な事業再編を通じた経営資源の効率的活用・事業転換が重要**。
- 企業の機動的な再編行為を後押しするため、**事業再編に伴い生ずる登録免許税の軽減措置を延長**するとともに、**税制要件について所要の見直し**を行う。

現行制度 【適用期限：令和3年度末まで】

■ 産業競争力強化法の認定事業再編計画に従って行う合併や会社分割等に伴い生ずる登録免許税を軽減

租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の税率	軽減措置後の税率	軽減率	
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	
3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	
4号 (売買)	不動産の所有権の取得				
	土地	2.0%	1.6%	0.4%	
	建物	2.0%	1.6%	0.4%	
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%

要望内容

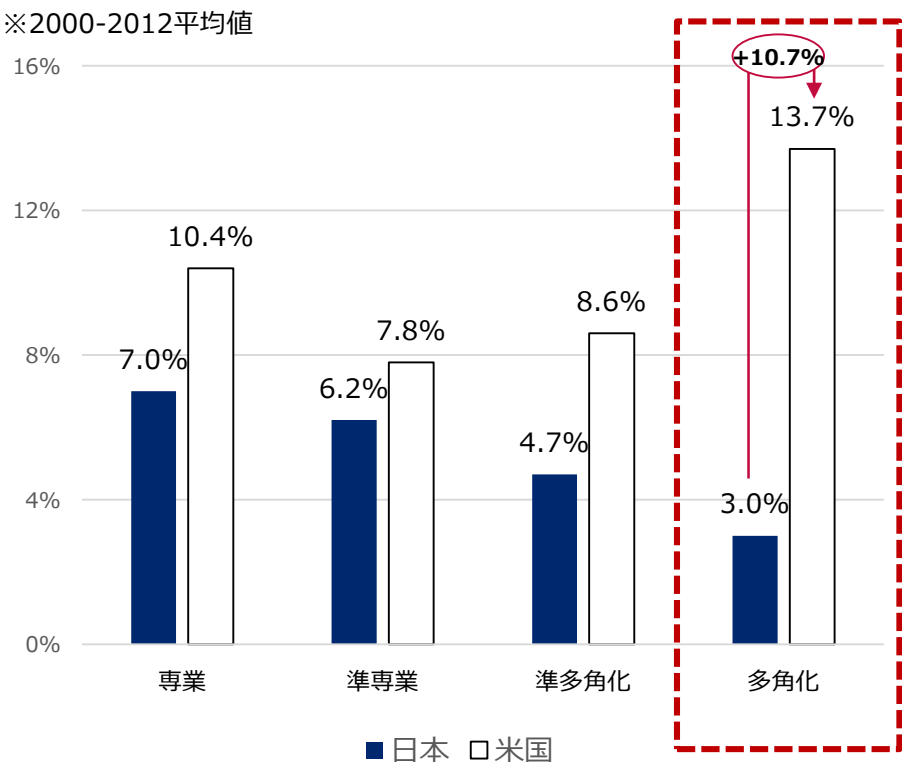
- 適用期限を2年間延長する。（令和5年度末まで）
- 税用の利用要件の見直しを行う（①ROA（総資産利益率）を、事業セグメントの評価により適しているROIC（投下資本利益率）に変更、②有形固定資産回転率を、デジタル化の進展を踏まえ、有形固定資産でないソフトウェアも考慮する）。

(参考) 日本企業の低収益の要因 (多角化企業の低収益)

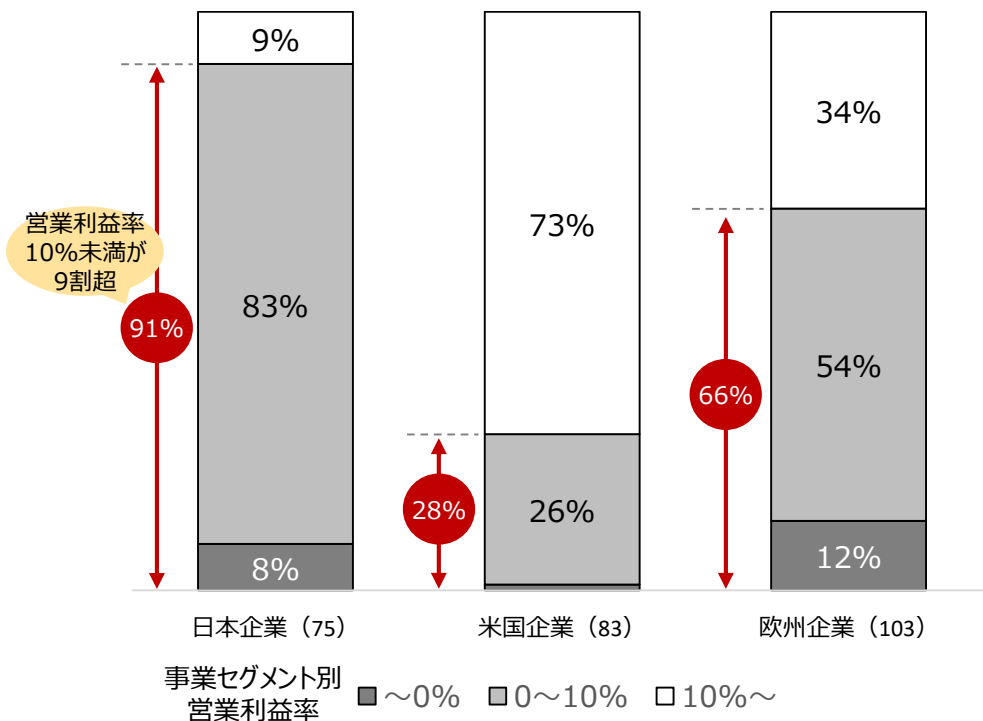
- 日本企業は多角化が進むほど利益率が低下しており、適切なポートフォリオの見直しが進んでいないことが、低い利益率の要因の一つと考えられる。
- 実際、事業セグメント別の利益率について、日本企業は、米国・欧州企業に比べ低収益なセグメントの割合が高く、日本企業は低収益セグメントを抱え込む傾向にある。

日米企業の多角化別の営業利益率*1

※2000-2012平均値



事業セグメント別の利益率の分布*2



*1: 全社売上高に占める主力事業の売上高比率により区分した概念であり、専業 (90%-)、準専業 (70-90%)、準多角化 (50-70%)、多角化 (-50%) となる。

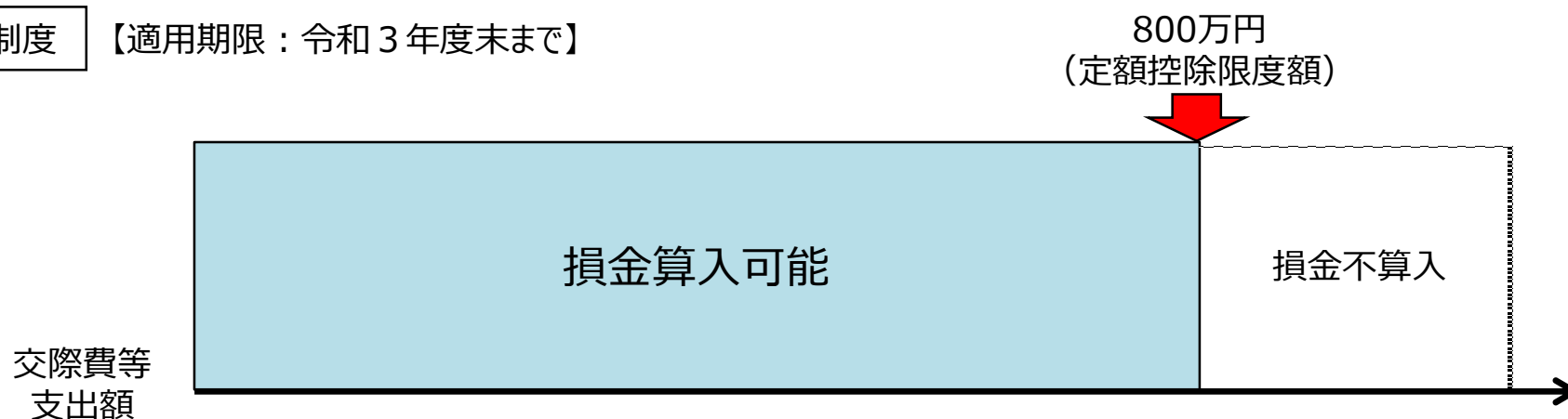
*2: 2006-13の8期連続でデータ取得可能な企業を対象とした調査分析

出所: 経済産業省委託調査。Bloombergデータを基にデロイトトーマツコンサルティング作成

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であり、定額控除限度額（800万円）までの全額損金算入を可能とする本税制措置の適用期限の延長が必要。

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

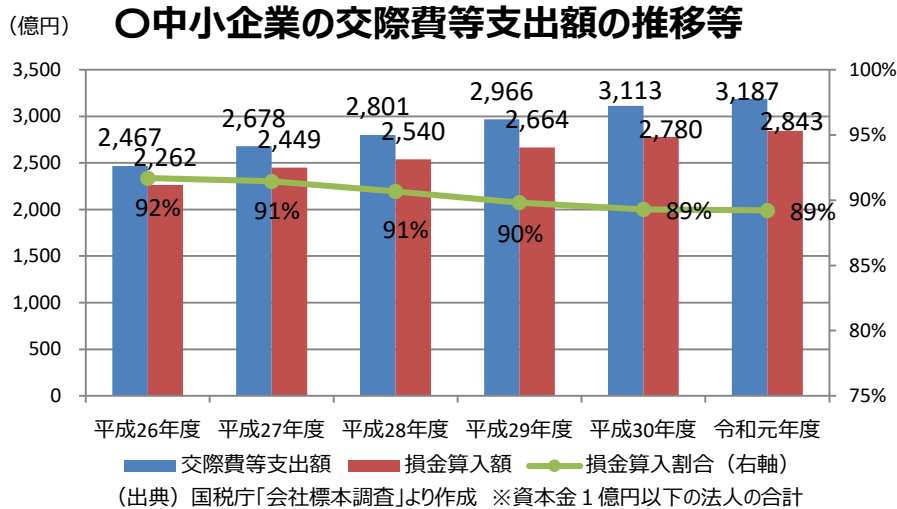
※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

要望内容

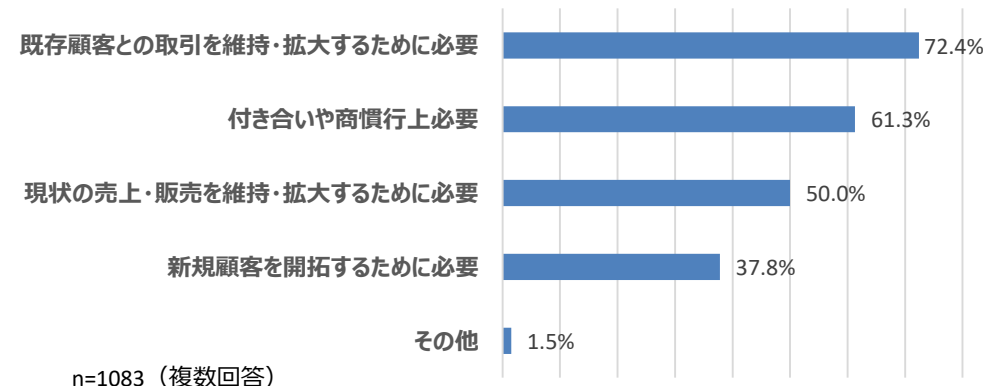
○適用期限を2年間延長する。（令和5年度末まで）

(参考) 中小法人の交際費課税の特例

- 中小法人の約9割が交際費等を支出。サービス業や建設業を中心に幅広い業種の企業に利用されている。
- 多くの中小企業が、既存の顧客との取引を維持・拡大するため、また商慣行等により交際費支出が必要と認識しており、交際費等は中小法人の事業活動の継続に不可欠なものとなっている。

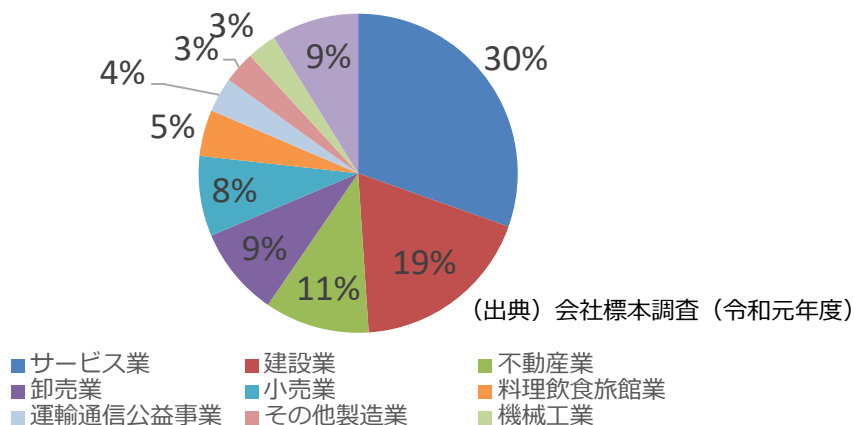


○中小企業の交際費支出の必要性



(出典) 中小企業税制に関するアンケート調査

○交際費等支出法人の業種毎の割合



○本税制措置に関する中小企業等の声

- 「取引先との取引関係の維持等のために支出している。また、協力会社等との継続的な関係構築のためにも活用。」(倉庫業)
- 「コロナの影響で減少しているものの、交際費は業務上必要な経費として支出している。」(ステンレス配管製造)
- 「コロナで自粛しているが、コロナ収束がみえた段階で支出が伸びていくのは間違いないと思う」(地方ホテル経営)

中小企業の負担軽減・事業効率向上等を通じた生産性向上（デジタル化等）

（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

延長等

- 中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて生産性向上を図るため、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずる。
- 少額減価償却資産の損金算入の特例について、①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事業効率の向上を図るため、本税制措置の延長が必要。

現行制度

○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置 【適用期限：令和3年度末まで】

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円まで 本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

(注) 令和2年度税制改正で、本特例措置は従業員500人以下の中小企業が対象となった。

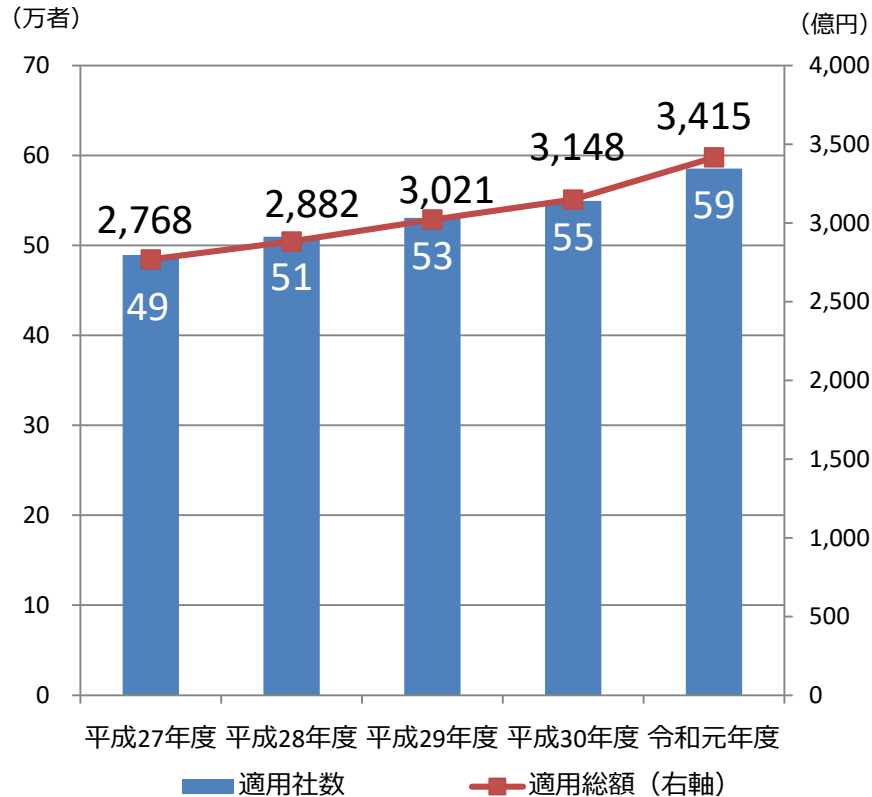
要望内容

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について適用期限を2年間延長する。（令和5年度末まで）
- 中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずる。

(参考1) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

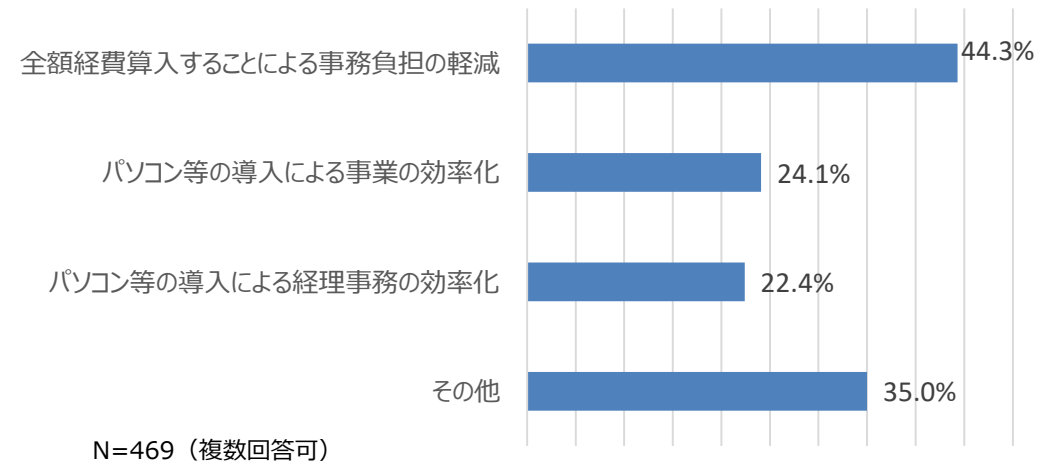
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、**約60万社の中小企業**が本税制措置を活用。
- 本特例により、事務負担の軽減、事業の効率化等の効果が生じている。

○適用社数・適用金額の推移



(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

○本特例の効果 (軽減された納税事務や経理事務の負担)



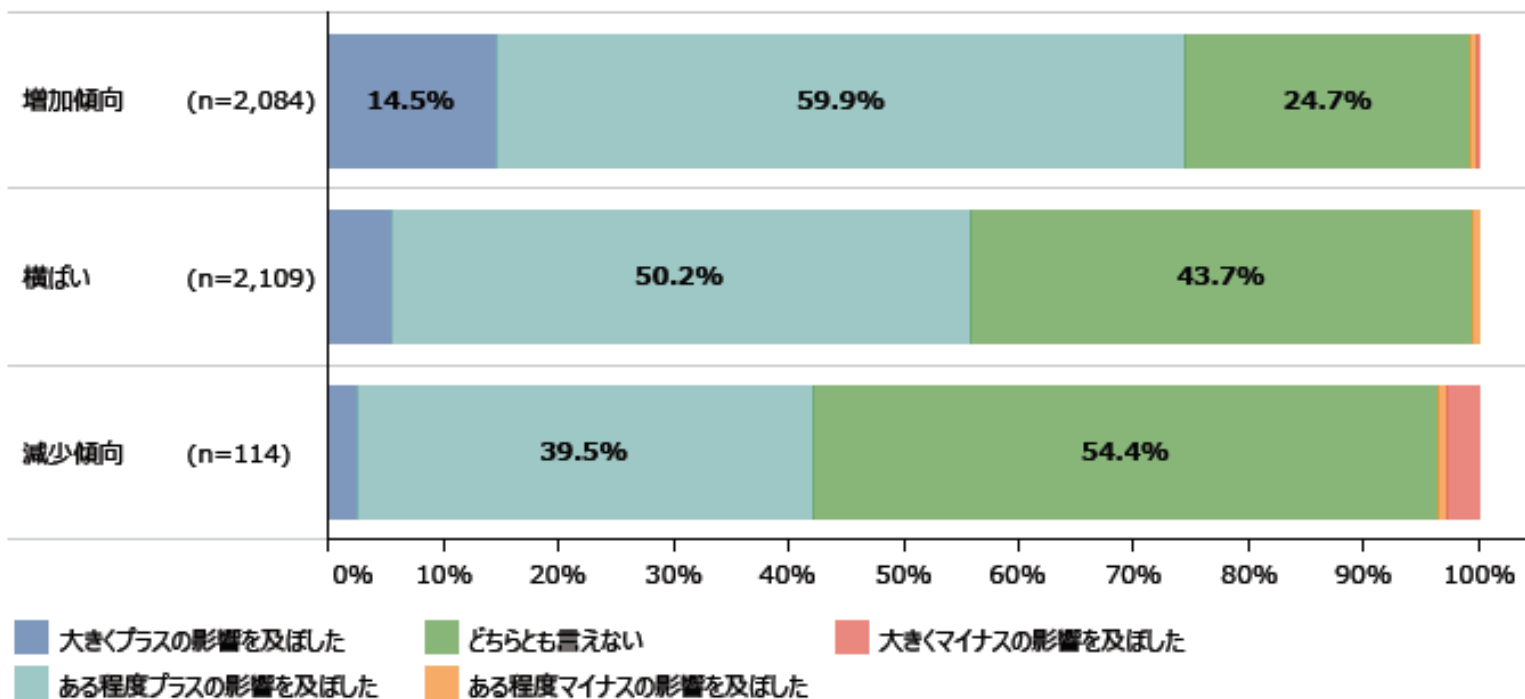
(出典) 「中小企業税制に関する調査 (令和元年)」

(参考2) デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じた生産性向上

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、テレワークの普及やビジネスのオンライン化が進む中で、中小企業もデジタル化に対応していくことが求められている。
- また、デジタル化を通じて、業務の効率化等による生産性の向上が見込まれる。

○デジタル化推進による業績への影響

IT投資額が増加傾向にある企業は、デジタル化の推進が業績に好影響を与えている割合が70%を超えている。

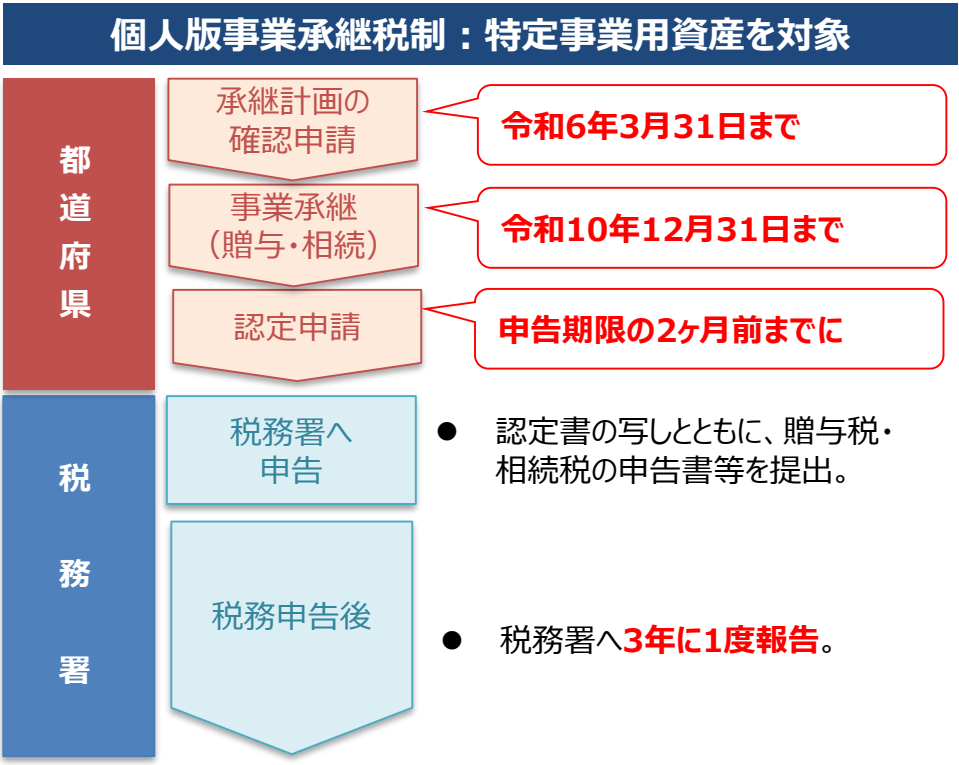
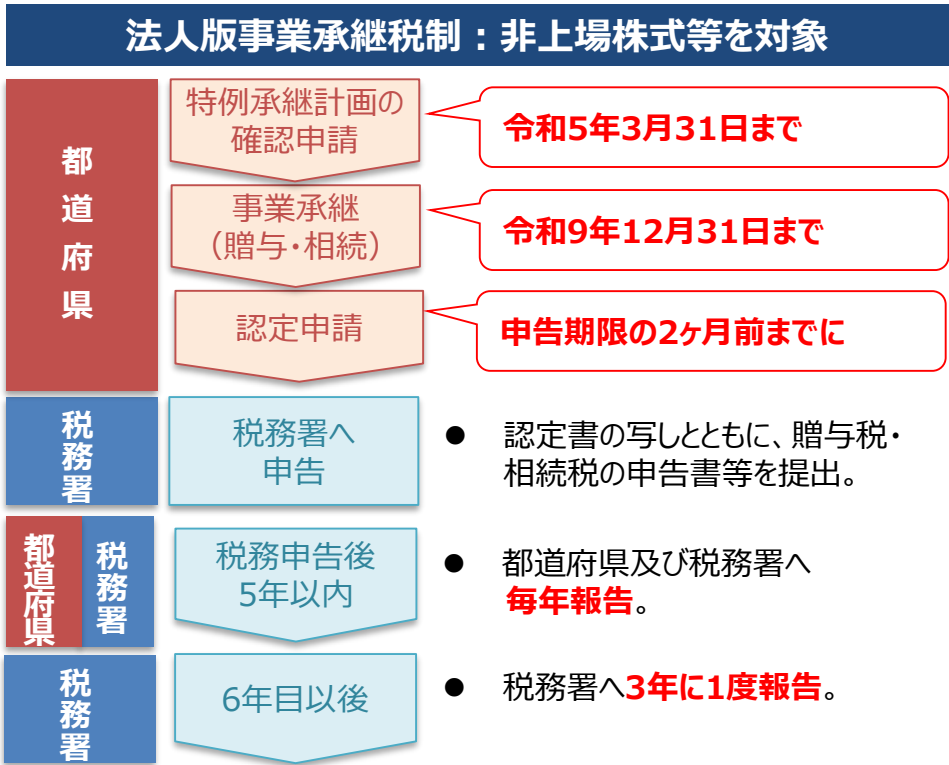


資料：(株)野村総合研究所「中小企業のデジタル化に関する調査」

(注)ITツール・システムへの投資額の傾向について「実施していない」と回答した者は除外して集計している。

- コロナ禍等、**中小企業の事業承継を取り巻く経済環境**が大きく変化。
- このような経済環境の変化等を踏まえ、円滑な事業承継の実施のため、法人版・個人版事業承継税制における必要な措置について検討を行う。

現行制度 【適用期限】 法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

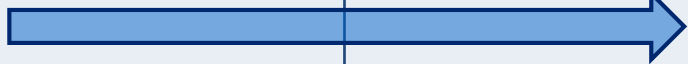

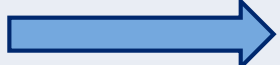


要望内容

○コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。(非上場株式等に係る納税猶予制度、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度)

(参考1) 事業承継税制の内容と主な改正経緯

- 平成21年度に、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を前提に、**事業承継時の税負担を猶予**する「事業承継税制」を創設。
- 平成30年度改正では**事業承継時の税負担を実質ゼロにする抜本拡充**を実施し、さらに、平成31年度改正では**新たに個人事業主を対象**とした個人版事業承継税制も創設。

	法人版 創設		法人版 抜本拡充		個人版 創設
	平成21年度	平成25年度 改正	平成30年度 改正	平成31年度 改正	平成31年度 改正
対象事業者	法人のみ			個人事業主も対象に	
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%			贈与税 100% 相続税 100%	
対象株式	総株式数の 最大2/3まで			100%	※多様な事業用資産
雇用確保	承継後5年間 毎年8割の 雇用を維持	承継後5年間 平均で8割の 雇用を維持	未達成でも 猶予継続可能	—	

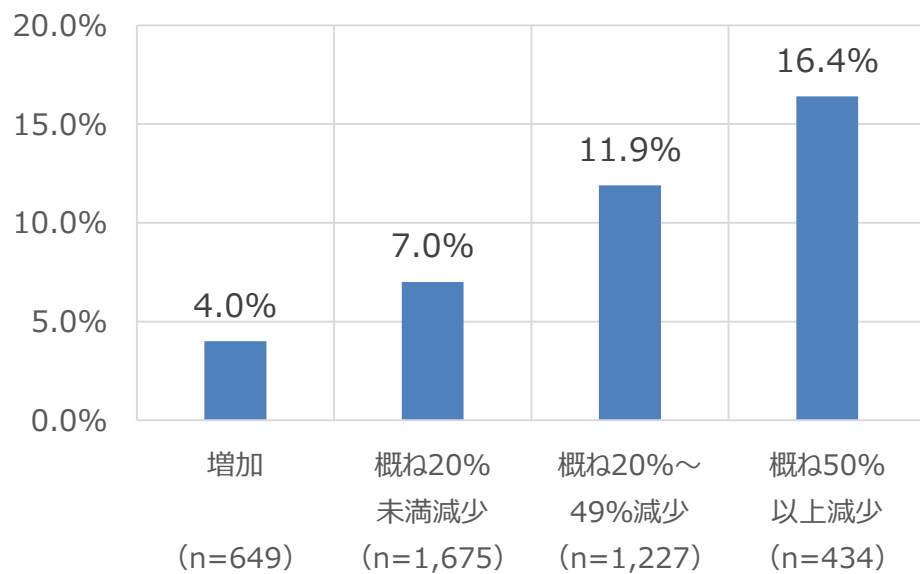
(参考2) 新型コロナの事業承継への影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しする傾向にあり、事業承継税制の特例承継計画の申請ペースは鈍化している。

新型コロナの影響による売上増減率と事業承継時期の変更（後ろ倒し）

コロナの影響で売上が減少した事業者ほど事業承継を後ろ倒しにする傾向

(承継時期を後ろ倒しにする割合)



(売上の減少割合)

特例承継計画の提出件数の推移



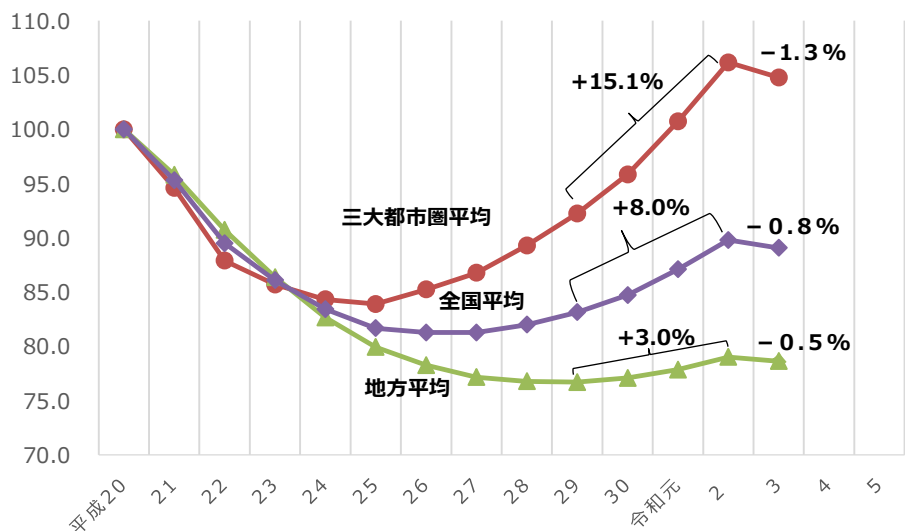
【資料】日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」
(2021年3月)

● 土地に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。

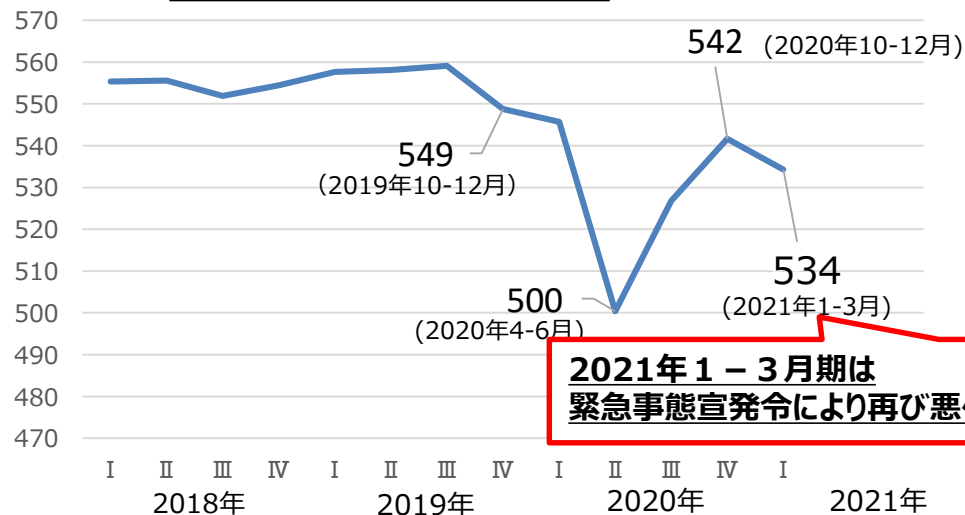
施策の背景

- 令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度は、評価替えを行った結果、**税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据え置く措置**が講じられた。
- 令和4年度は、令和3年度評価替えの結果が反映され、**大きく地価上昇した地点を中心に、固定資産税負担が増加**する見込み。
- 景気は、持ち直しの動きが見られるものの、**1月以降の緊急事態宣言の影響等により、依然として厳しい状況**が続いている。

商業地の地価動向



実質GDP (実額・四半期) の推移 ※季節調整系列

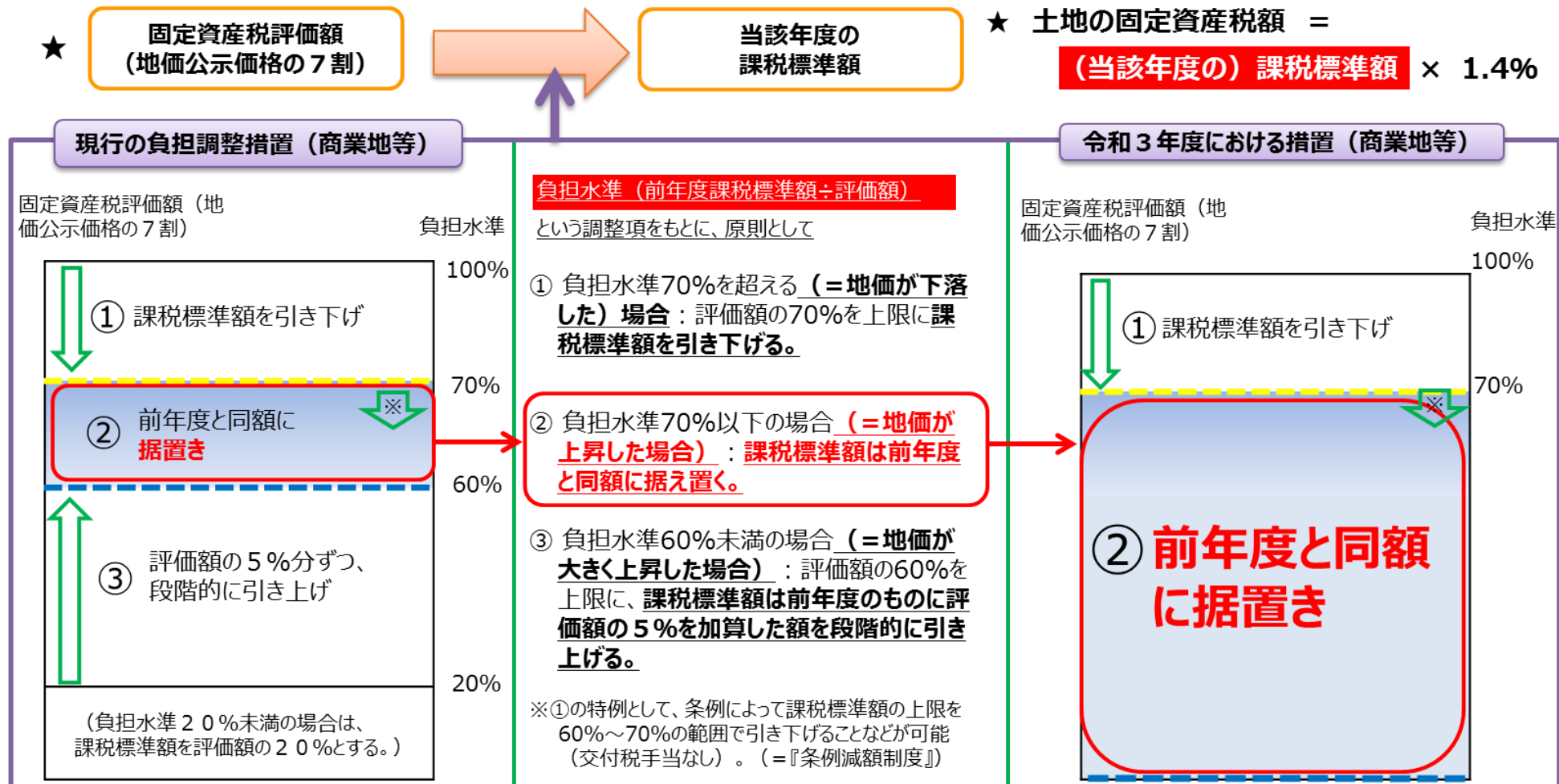


2021年1 - 3月期は緊急事態宣言令により再び悪化

出典：内閣府「四半期GDP 1次速報」

(参考) 令和3年度改正の内容 (土地に係る固定資産税)

- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。**



- ガス供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「一般の事業」とは異なる扱い。
- 令和3年度与党税制改正大綱に基づき、小売全面自由化され2022年（令和4年）に導管部門が法的分離するガス供給業において、他エネルギーとの競合に加え、ガス市場の競争が激しくなる中で、事業者間の「課税の公平性」を回復するべく、全面的に一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。

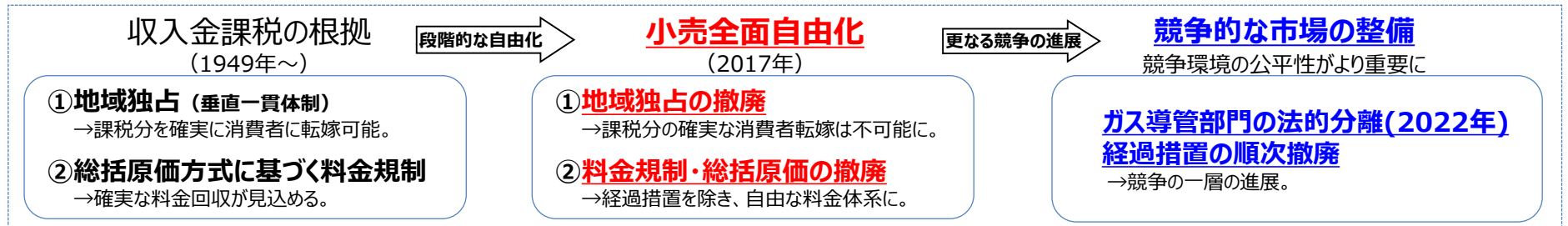
現行制度

一部のガス供給事業者(※)は、法人事業税の課税標準が収入金額とされ、一般の事業と課税方式が異なる。

(地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要。)

※大手ガス事業者や一部の中小ガス事業者（12事業者）。

平成30年度、ガス供給業を営む中小ガス事業者（経過措置料金規制対象外かつ導管部門以外）のみ、一般の事業と同様の課税方式に見直し。

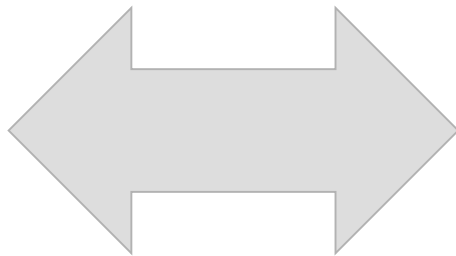


要望内容

【ガス供給業】 **収入金課税 (税率約1.3%)**

法人事業税 収入割 約1.3%

※地方法人特別税を含む



【一般の事業】 **所得課税 (所得割+外形標準課税)**

資本金1億円超の事業者

法人事業税 所得割 約3.6% ※地方法人特別税を含む	付加価値割 1.2%
	資本割 0.5%

資本金1億円以下の事業者

法人事業税 所得割 約9.6%

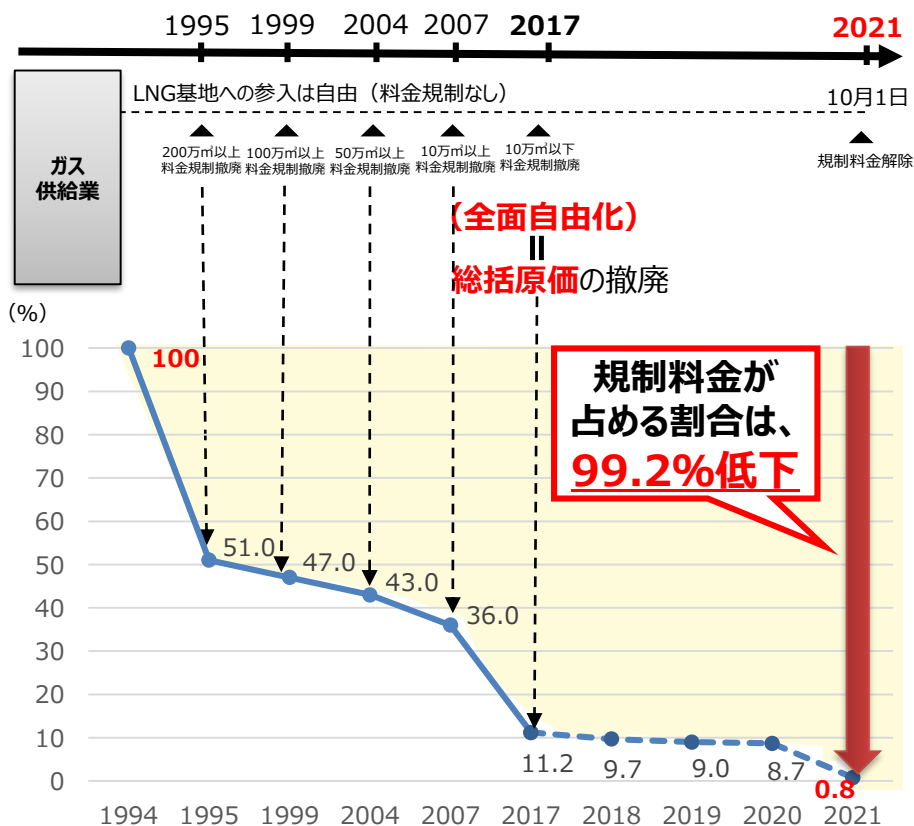
※特別法人事業税を含む

所得割 ③ 外形標準課税 ⑤

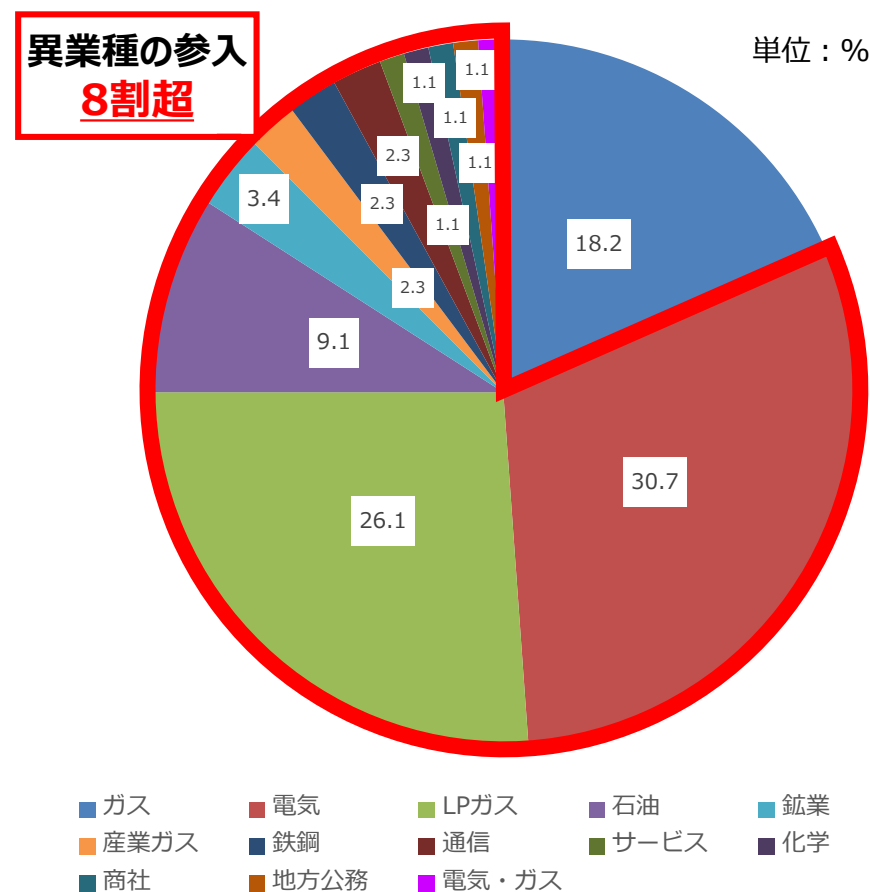
(参考 1) ガス供給業における料金規制の撤廃及び新規参入状況

- ガス供給業では、2017年に料金規制・総括原価は撤廃され、異業種からの新規参入が進展しており、ガス市場における競争が着実に進んでいる。
- 東京ガス、大坂ガスの経過措置料金規制解除後、規制料金の占める割合は約99%減少。
⇒ 収入金課税を引き続き適用する根拠は失われており、「一般の事業と同様の課税方式」への是正が必要。

規制料金によるガス販売量の割合



新規参入者88者の主たる事業 (2021年4月)



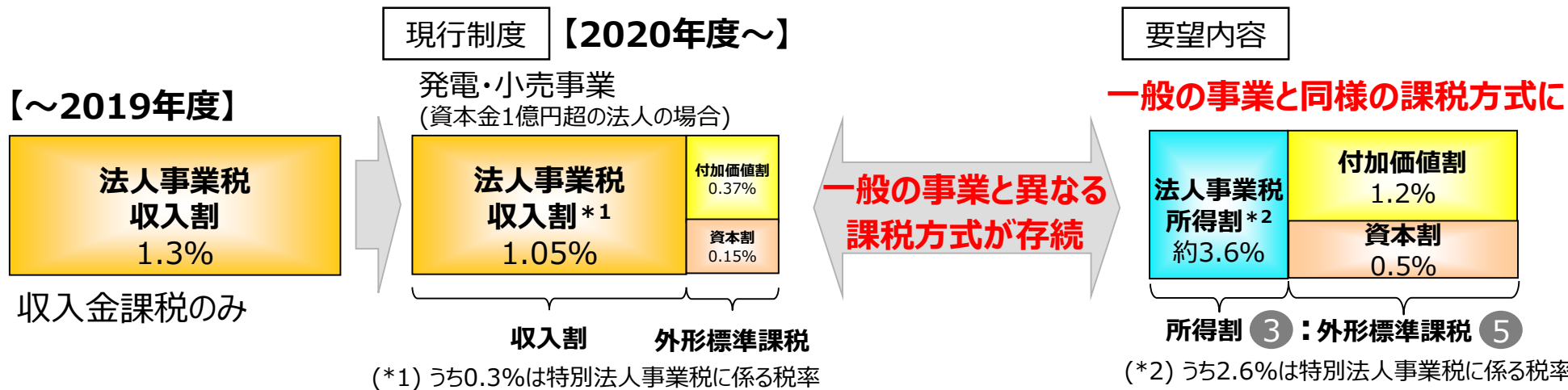
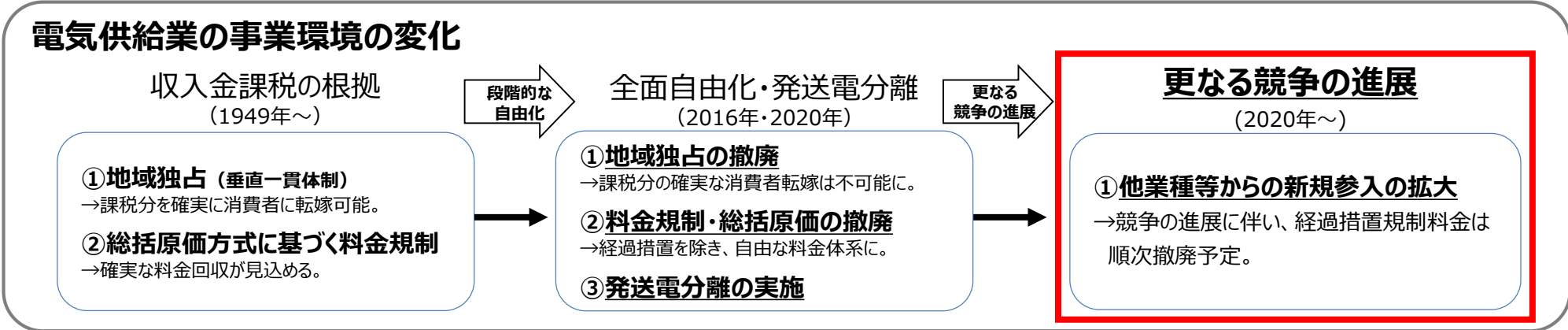
※ ほとんどの事業者では既に経過措置料金規制が解除されているものの、一部の事業者の家庭向け料金に規制料金が存続 (自由料金メニューも選択可能)

(参考2) 令和3年度与党税制改正大綱

【第三 検討事項】(抜粋)

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され
2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規
参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の
地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組
みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについ
て、引き続き検討する。

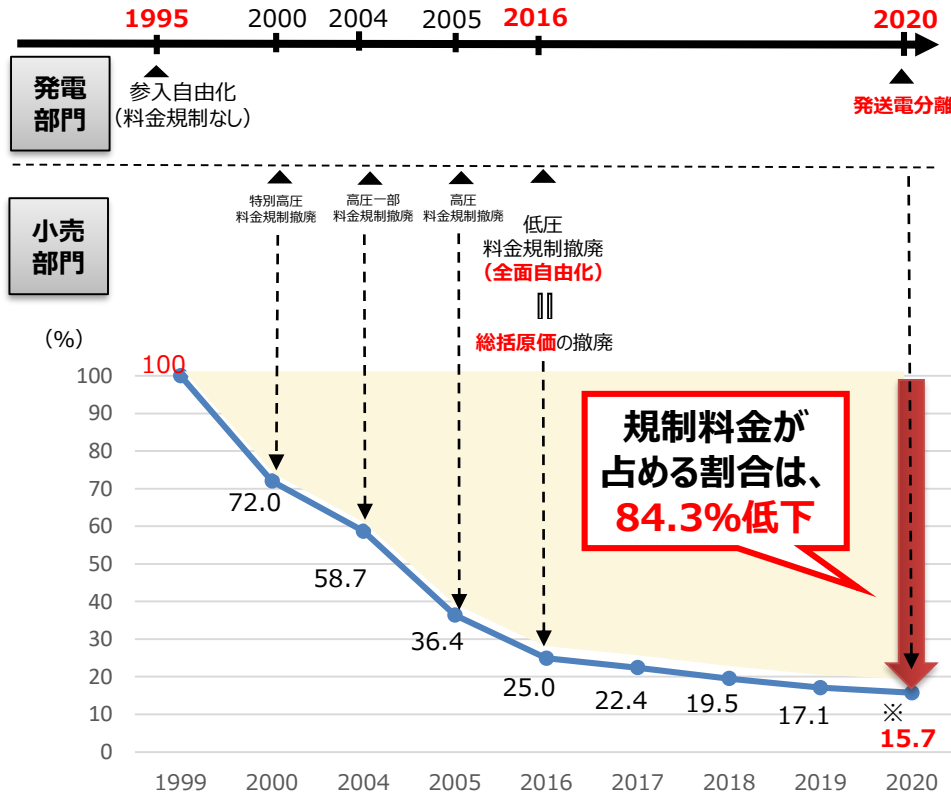
- 電気供給業の法人事業税の課税方式は、令和2年度に一部見直しが行われたものの、引き続き、「一般の事業」とは異なる方式が存続。
- このため、同年度の与党税制改正大綱では、「その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」とされた。
- 他業種等からの新規参入が拡大する中、業種間の「課税の公平性」を回復するべく、一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。



(参考) 電気供給業における料金規制の撤廃及び新規参入状況

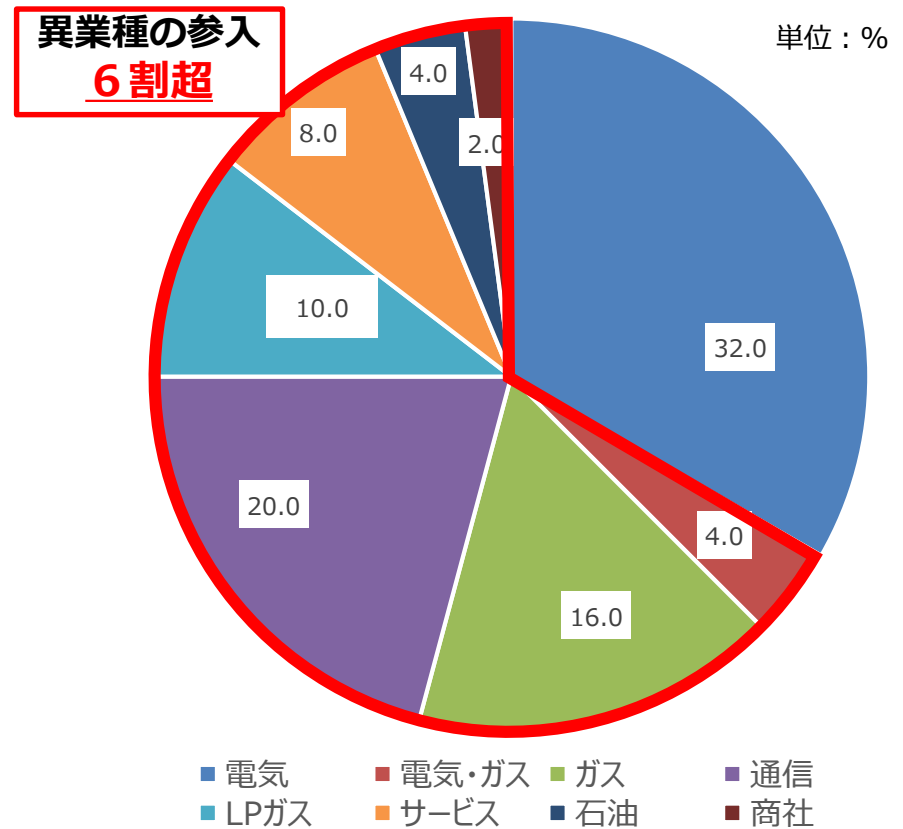
- 電気供給業では、2016年に小売部門の自由化が行われ、料金規制・総括原価は撤廃され、異業種からの新規参入が進展している。さらに、2020年には、発送電の分離も行われ、電力市場における競争は着実に進んでいる。
 - 旧一般電気事業者10者の低圧分野について、引き続き経過措置料金規制が存続するものの、規制料金が占める割合は、約84%減少。
- ⇒ 収入金課税を引き続き適用する根拠は失われており、「一般の事業と同様の課税方式」への是正が必要。

規制料金による販売電力量の割合



規制料金が占める割合は、**84.3%低下**

新規参入者上位50者の主たる事業(2020年度)



※ 旧一般電気事業者10者の低圧分野において、未だ経過措置料金規制は存続 (自由料金メニューも選択可能)

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、投資の維持・促進を図るもの。

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】

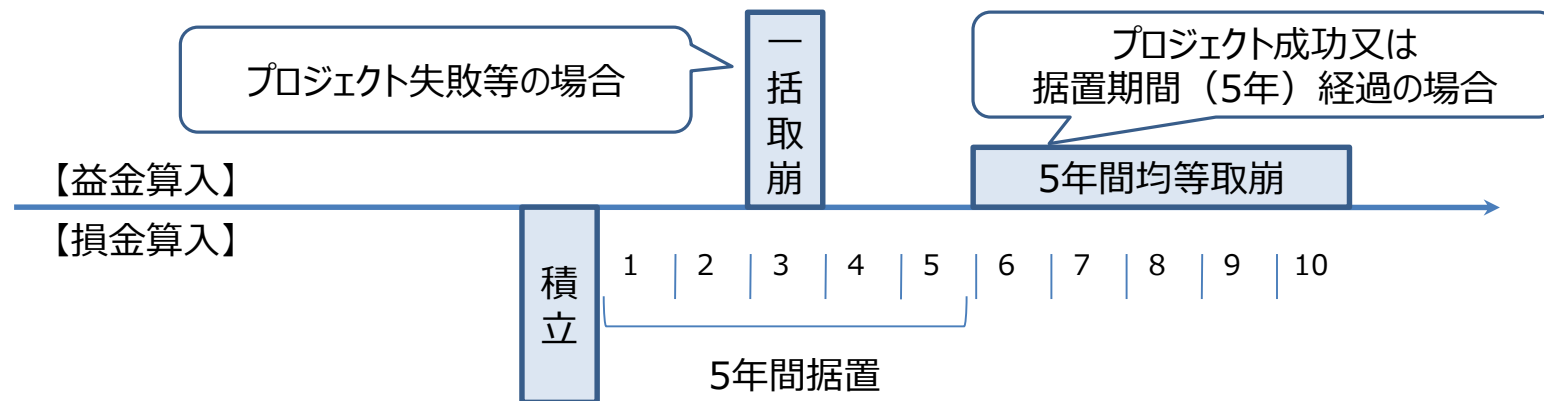
○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。
 ※探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20%

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】

- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和5年度末まで)

探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長

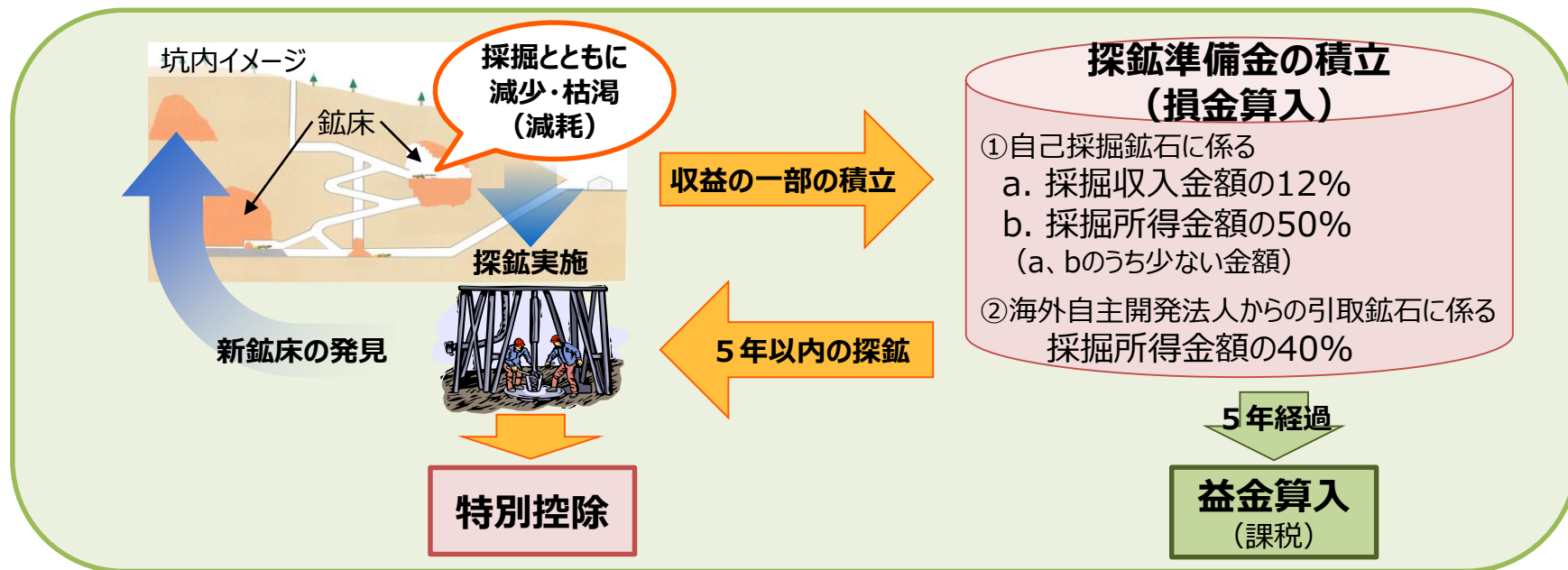
(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 減耗控除制度は、民間企業による継続的かつ安定的な探鉱活動を下支えし、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給に着実に寄与してきた。
- 本制度を延長するとともに、昨今の海外資源開発を巡る状況を踏まえて適用要件の見直しを行う。

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】



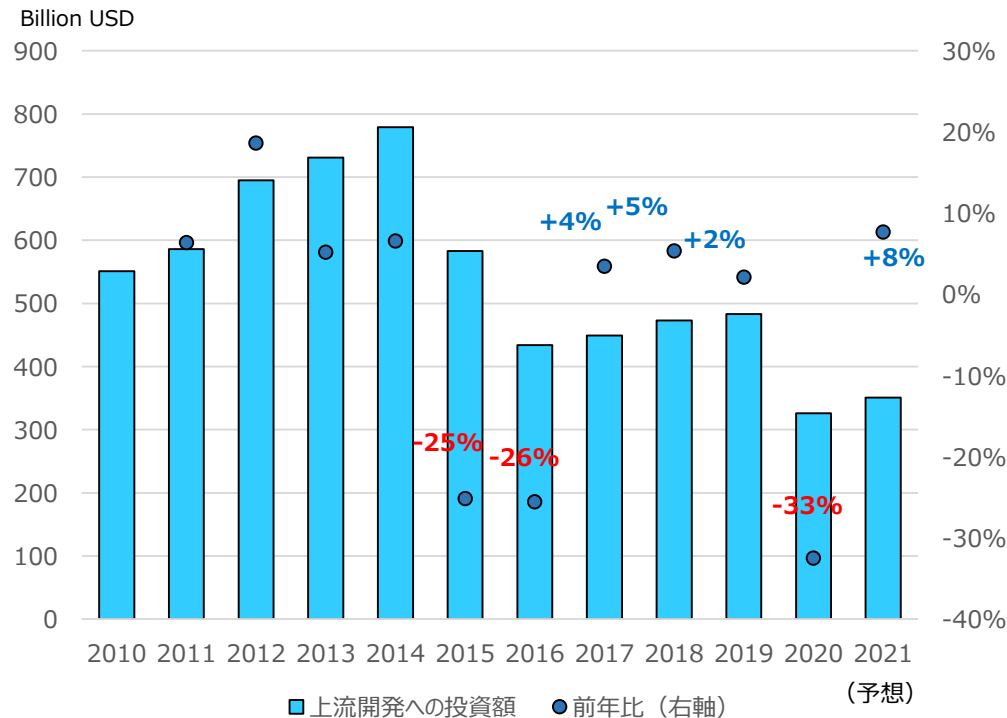
要望内容

○適用期限を3年間延長する(令和6年度末まで)とともに、適用要件の見直しを行う。

(参考1) 新型コロナ拡大やダイベストメント加速化による石油・天然ガス上流開発投資の減少

- 2020年前半の急激な油価下落・低迷により、**2020年の世界の石油開発投資は大きく減少**。欧米の石油メジャー各社も上流投資を削減。
- 上流開発投資の低迷が長期化する場合、途上国を中心に、経済成長による世界的なエネルギー需要拡大に対応して上流投資が求められている中、コロナ拡大に端を発した油価低迷、世界的なダイベストメント加速化により**上流投資が大きく減少**し、将来的な需給逼迫リスクが増大。

<世界の石油開発への投資額の推移>



<LNGの需給ギャップ拡大の可能性>



(出所) IEA World Energy Outlook 2020

(参考2) 石油・天然ガス上流開発におけるGHG排出削減取組の必要性

- 世界的な環境意識の高まりにより、産出国政府による上流開発時におけるCCS実施の義務化や、石油・天然ガスの需要家（購入者）によるGHG排出削減取組を調達条件とする動きなど、上流開発を行う際の脱炭素化対策が国際的に必須になりつつある。

Chevron could be forced to pay \$100m for failure to capture carbon emissions



PAVILION ENERGY AND QATAR PETROLEUM SIGN STRATEGIC LNG SUPPLY AGREEMENT FOR SINGAPORE



Oil and gas contracts should drive climate gains

Emissions abatement must become standard component for new gasfields development

(出典：2021年1月14日 FINANCIAL TIMES)

FINANCIAL TIMES

- 米Chevronは豪州Gorgon LNGプロジェクトで、西豪州政府から求められたCCSの操業開始が遅れたことにより、西豪州政府から、USD 100 mil程度（105億円程度）の課徴金を課される可能性があると報じられた。
※ 西豪州政府は、プロジェクト承認にあたり、「ガス田から排出されるCO2の80%以上の回収・地下貯留」を本事業で義務化。

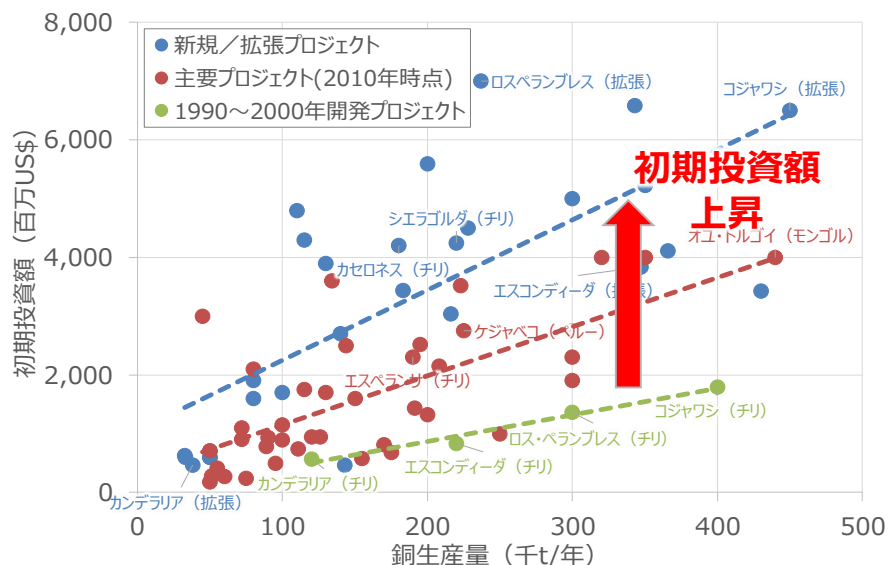
- 星政府系エネルギー会社Pavilion Energyは、LNG供給者に対してLNG貨物にかかるGHG排出量の計測・報告を求めることを宣言。
- 2020年11月にQatar Petroleumと締結した10年のLNG購入契約から適用され、QP側は2023年から年180万トン販売するLNGについてGHG排出量を計測・報告。

- 現行政策シナリオでは、2040年までに世界の天然ガス需要は30%増加すると予想されている。それゆえ、各国政府は、天然ガス生産時のCO2排出リスクを減らす方法を模索しなければならない。
- 方策の一つは、排出量削減を新たなガス田の開発に当たっての要件（a standard component：標準的な構成要素）とすることだ。既に各国政府の中にはこうした要件を設けているところもあり、ガス田のような化石燃料資産の開発契約に脱炭素化を含めている。

(参考3) 海外鉱山開発をめぐる状況変化

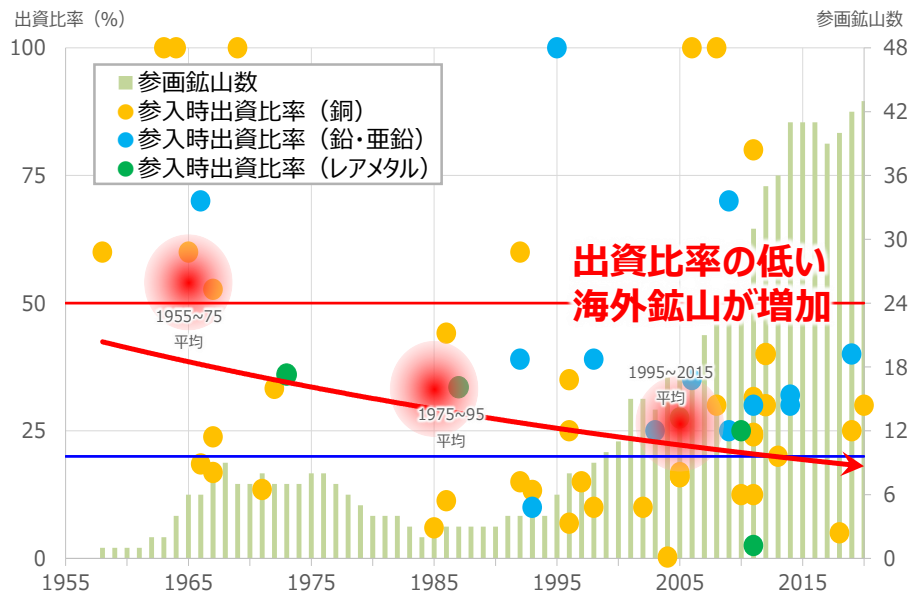
- 鉱山開発費用の上昇等により、**海外鉱山への出資比率は低下傾向。**
- 資源の安定供給のためには、資源ビジネスの実態を踏まえ、リスクを取って鉱山経営を行い、日本への資源確保に寄与する事業者（=**鉱石等を確実に日本に引き取ってくる事業者**）を積極的に支援することが必要。

鉱山開発費用（初期投資額）の上昇



出典：公表データに基づき、JOGMEC作成

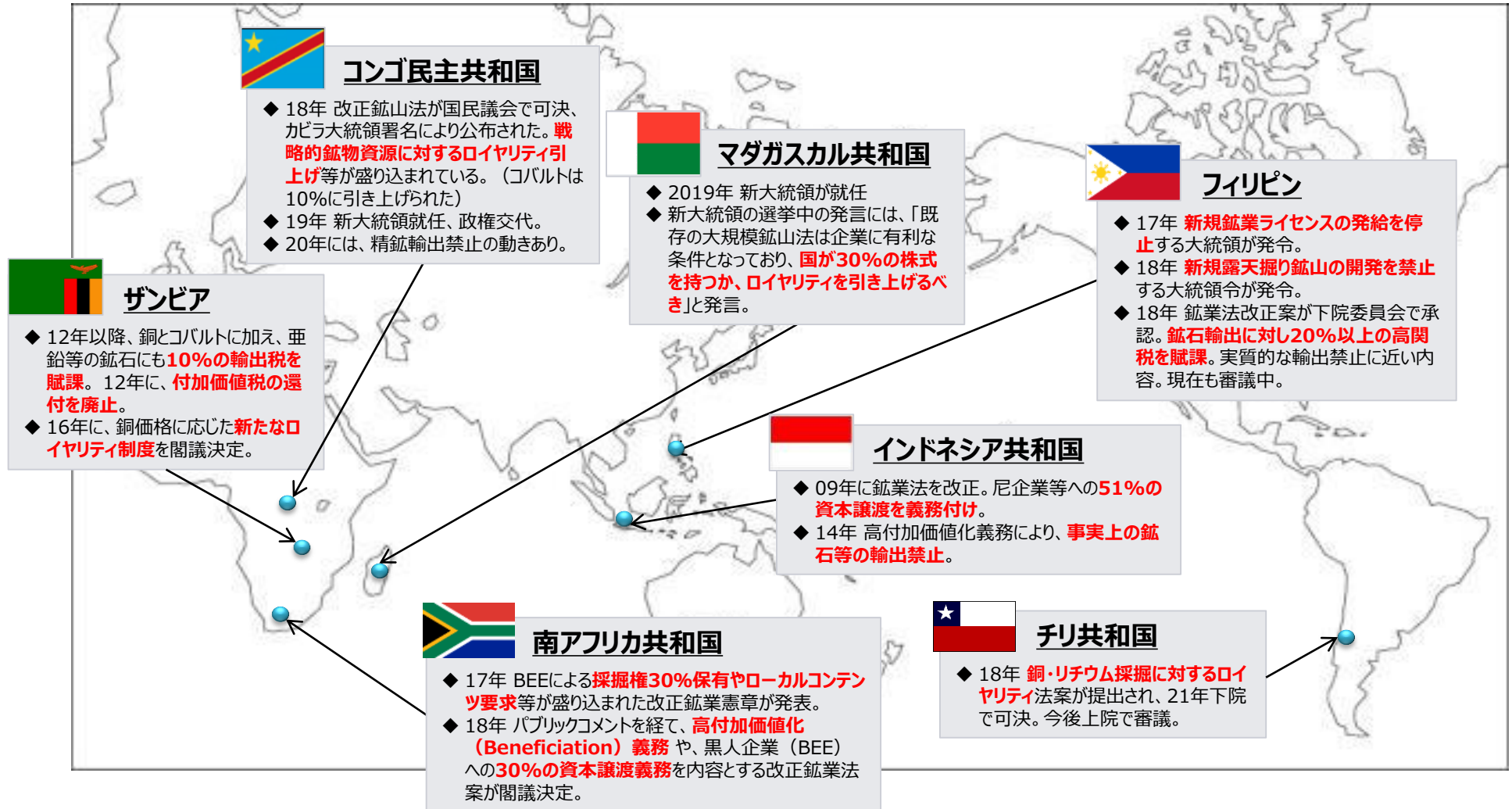
本邦企業による海外での鉱山経営への参画状況



出典：公表データ等に基づき、経済産業省作成

(参考4) 鉱物資源国における資源ナショナリズムの動向

- インドネシアの鉱業法改正により、現地企業への51%の資本譲渡が義務づけ（2009年法改正、2014年実施）られるなど、資源ナショナリズムが先鋭化。我が国企業が議決権の過半を取得することが困難になっている。
- こうした動きは他の資源国（フィリピン、アフリカ諸国等）にも広がりつつある。



- 現行の2030年エネルギーミックス、さらに2050年カーボンニュートラル実現に向け、**再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。**
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、**発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】

対象設備	発電出力	課税標準※
太陽光発電設備 (自家消費型補助金を受け取得した設備)	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用

3年間
キャッシュフロー
のひっ迫を改善

多額の設備導入コスト



再エネ導入に伴う事業リスクの例

- 土地取得調整・環境アセスメントの長期化 (事前のリスク)
- 機器の性能リスク、災害・発電量リスク (事後のリスク)
- 燃料価格の高騰 (バイオマス発電)、蒸気量の減少による追加コスト (地熱発電) 等



事業リスクへの対応と再投資拡大により、地域での再生可能エネルギー普及に寄与する。再エネの導入拡大は、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化にも効果が期待される。

要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和5年度末まで)

(参考) 再生可能エネルギーの導入状況について

- FIT制度の導入により再エネ導入は着実に進んでいるものの、最も導入が進む**太陽光発電でもエネルギーミックスに対する進捗率は約87%**、導入が低調な**地熱発電は40%にとどまる**。
- **再エネの導入拡大には地域の理解が不可欠**であり、建設工事やメンテナンス、燃料調達などで**地域産業にも一定の貢献**をすることから、地域活性化の観点でも投資拡大に意義がある。

再エネの導入状況

再エネ設備の種類	2030エネルギーミックスの水準(万kW)	2020年3月末時点の導入水準(万kW)	2030エネルギーミックスに対する導入進捗率
太陽光	6,400	5,580	約87%
風力	1,000	420	約42%
中小水力	1,090 ~1,170	980	約86%
地熱	140~155	59	約40%
バイオマス	602~728	450	約68%

※地域バイオマス(未利用材、一般材等(大規模除く)、メタンガス(家畜糞尿等)の合計)の導入量
 ※地熱・中小水力・バイオマスの「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

再エネによる地域活性化の例

- ローカルエナジー(株)、米子市、境港市
- 自治体と地元企業が共同出資し**地域新電力**を立ち上げ、地域の再エネ電源と契約し、地域に電力を供給している。
- 需給管理を自前で実施し、地域の特性に合わせた最適な需給調整を可能とし、地域に新たな雇用を創出するほか、地域のレジリエンス向上にも取り組む。

【地域共生型のエネルギー地産地消モデル】



【地域のレジリエンス向上(公民館への蓄電池設置)】



【地域や全国に向けた普及啓発活動】



※出所 (一財)新エネルギー財団ウェブサイト、令和2年度新エネ大賞 資源エネルギー庁長官賞【地域共生部門】
https://www.nef.or.jp/award/kako/r02/s_03.html

- 令和3年度与党税制改正大綱等を踏まえ、自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

『令和3年度税制改正大綱』（令和2年12月10日）

第三 検討事項

- 5 自動車関係諸税については、**2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする**とともに、**自動運転をはじめとする技術革新**の必要性や**保有から利用への変化**、**モビリティの多様化を受けた利用者の広がり**等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するための**インフラの維持管理や機能強化の必要性**等を踏まえつつ、**国・地方を通じた財源を安定的に確保していく**ことを前提に、**受益と負担の関係も含め**、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

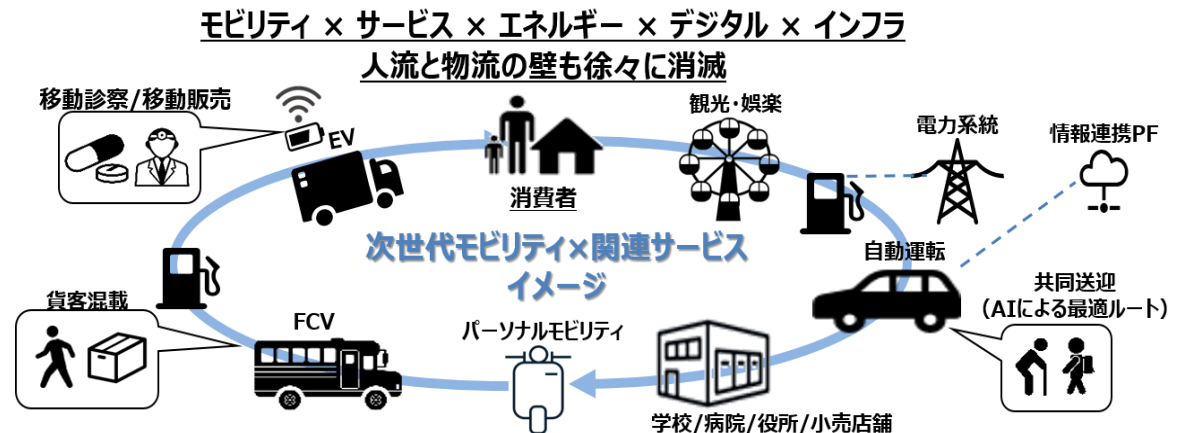
(参考1) 自動車関係諸税(車体課税)の論点

- 自動車関係諸税について、短期～中期的には、カーボンニュートラル実現に向けて電動車の普及拡大を促す形の課税体系が必要。簡素化・負担軽減等の観点も踏まえつつ、課税のあり方の見直しを検討する必要がある。
- また、長期的には、電動車の普及が十分に進んだ後の絵姿を見据えた抜本的見直しとして、受益と負担の関係も含め、以下のような論点について、検討を進める必要がある。
 - 多様なモビリティの登場 (自動運転車(ロボットタクシー)、移動診療車・移動販売車など)
 - 道路だけでなく新たなインフラ(運行管理システム、自動運転の通信インフラ等)の整備が必要に
 - 受益・負担関係の再構築 (スコープの拡大)
 - ・ 自動車ユーザー(保有者)だけではなく、モビリティサービスの利用者も
 - ・ 「自動車」単体ではなく、「モビリティ社会」全体で

EV/PHVの普及目標と現状

	2020年度 (新車販売台数)	2030年
EV	0.37% (1.4万台)	20~30%
PHV	0.43% (1.7万台)	

※次世代自動車戦略2010
「2010年4月次世代自動車研究会」における普及目標



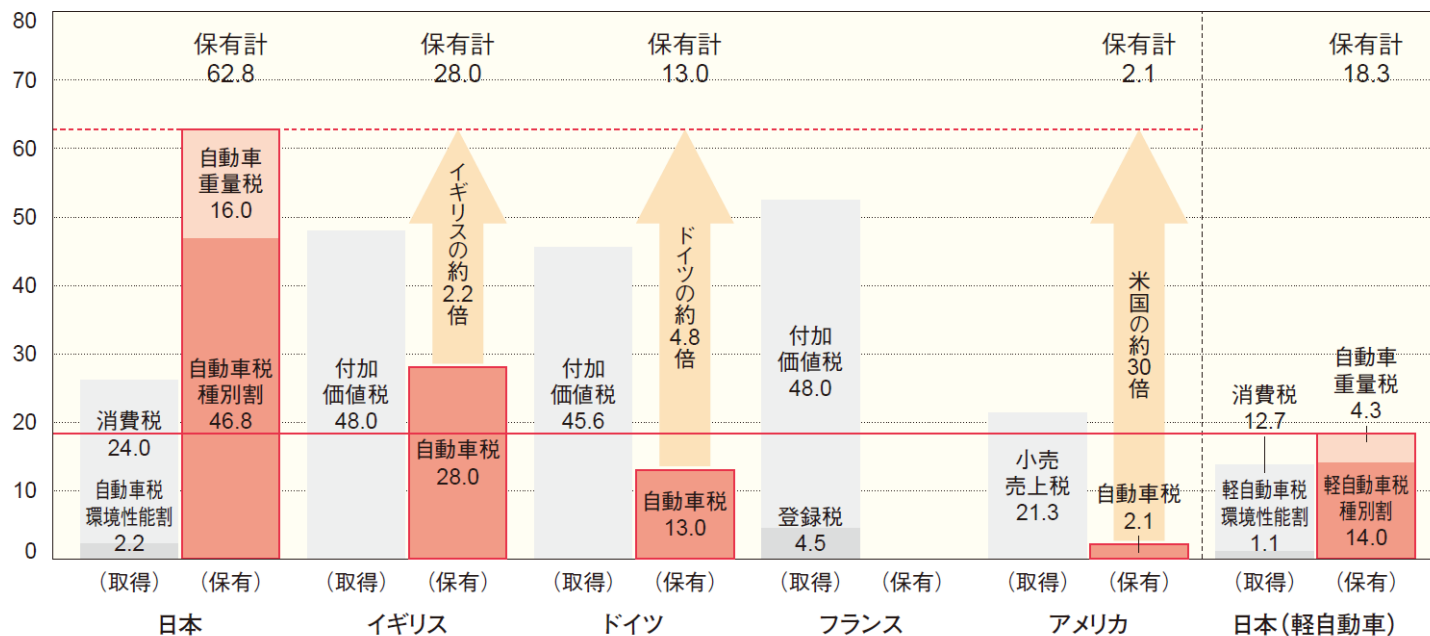
(参考2) 車体課税の国際比較

- 日本の車体課税は、自動車ユーザーへの保有負担において、国際的に見ても高い水準にある。

車体課税の国際比較（13年間税負担額）

● 税負担の国際比較

単位(万円/13年間)



前提条件: ①排気量2000cc ②車両重量1.5t以下 ③JC08モード燃費値 20.1km/L(CO2排出量116g/km) ④車体価格240万円(軽は127万円) ⑤フランスはパリ、米国はニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦13年間使用(平均使用年数:自検協データより) ⑧為替レートは1€=¥122、1£=¥142、1\$=¥110(2019/4~2020/3の平均)
 ※2020年4月時点の税法に基づく試算 ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず

(出典) 日本自動車工業会「日本の自動車工業2020」